

地域の不拡散問題と日本の取組

第1章 北朝鮮

第2章 イラン及びその他中東諸国

第3章 インド、パキスタン

第1章 北朝鮮

1. 北朝鮮をめぐる最近の情勢

北朝鮮をめぐるのは、2002年9月の日朝平壤宣言などの前向きの動きも見られたが、同年10月、米国政府の訪朝団に対し北朝鮮がウラン濃縮計画を有していることを認めたことを契機として、北朝鮮の核問題が再び深刻になった。2003年1月には、北朝鮮はNPTから脱退することを通告し、同年2月のIAEA特別理事会では、北朝鮮のIAEA保障措置協定の更なる違反が認定され、安保理に報告されるに至った。その後、北朝鮮は、「合意された枠組み」の下で凍結していた5MWe（メガワット）の黒鉛炉を再稼働させ、使用済み燃料棒の再処理を再開した。

2006年に至り、北朝鮮は7月5日、テポドン2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行し、さらに同年10月9日、核実験実施を発表した。こうした北朝鮮の核・ミサイル等をめぐる問題は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威となっている。

2. 六者会合を通じた北朝鮮の核放棄に向けた取り組み

このような状況の中で、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた様々な外交努力が継続して行われている。特に、2003年8月以来開催されている六者会合（日本、米国、中国、韓国、ロシア及び北朝鮮が参加）においては、2005年9月の第4回会合で共同声明が採択された。そのポイントは以下のとおり。

- ①放棄の対象：北朝鮮は、すべての核兵器及び既存の核計画の放棄、並びに、NPT及びIAEA保障措置に早期に復帰することを約束。
- ②平和的利用：北朝鮮は、原子力の平和的利用の権利を有する旨発言。他の参加国は、この発言を尊重する旨述べるとともに、適当な時期に、北朝鮮への軽水炉提供問題について議論を行うことに合意。
- ③国交正常化：米朝、日朝の国交正常化を六者会合の最終目標の一つに。日朝両国が、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化するための措置をとることを約束。
- ④その他の論点：北朝鮮に対する経済協力、エネルギー支援、地域の安定（平和協定）等。

第4回六者会合における共同声明の採択は、六者会合のプロセスにおいて初めての合意文書であり、かつ、その中で、北朝鮮が「すべての核兵器及び既存の核計画」の検証可能な放棄を約束している意味は大きく、北朝鮮の核問題の平和的解決に向けた重要な基礎となるものである。

2005年11月北京で開催された第5回会合第1次会合以降、北朝鮮は米国がマカオ所在の銀行に対してとった措置を理由に参加を拒否したため、六者会合は中断されていたが、北朝鮮による2006年7月の弾道ミサイル発射と同年10月の核実験実施発表を経て、同年12月に同第2次会合が開催され、2007年2月8～13日にかけて開催された同第3次会合では、「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択された。そのポイントは以下のとおり。

- ①「初期段階」の措置として北朝鮮による寧辺の核施設の活動停止及び封印、必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰。これに対応し、重油5万トンに相当する緊急エネルギー支援の開始に合意。
- ②「朝鮮半島の非核化」、「日朝国交正常化」などをテーマとする5つの作業部会の設置及びその30日以内の開催に合意。
- ③さらに、「初期段階」の次の段階における措置として、すべての核計画の完全な申告の提出及び

すべての既存の核施設の無能力化等の実施等にも合意。これに対応し、北朝鮮に対し重油 95 万トンに相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援の供与。

この合意に基づき開催された第 1 回非核化作業部会（同年 3 月 17～18 日）及び続く第 6 回六者会合第 1 次会合（同 19～22 日）では、具体的成果は得られなかったが、その後米国による金融措置問題（前述）の進展を受け、7 月には、IAEA により寧辺の 5 つの核施設の活動停止が確認され、封印及び監視に必要な措置がとられるに至った（下記 3. 参照）。

第 6 回六者会合に関する首席代表者会合（同年 7 月 18～20 日）を受けて開催された第 2 回非核化作業部会（同年 8 月 16～17 日）では、「完全な申告」及び「無能力化」の範囲、具体的な措置及び技術的な問題につき実質的な議論が開始され、第 6 回六者会合第 2 次会合（同年 9 月 27～30 日）での議論を経て、同年 10 月 3 日、「共同声明実施のための第 2 段階の措置」が採択された。そのポイントは以下のとおり。

①非核化

- 「無能力化」：北朝鮮はすべての既存の核施設を無能力化することに合意。2007 年末までに、寧辺にある 5MWe 黒鉛炉、再処理工場、核燃料棒製造施設の無能力化の完了。
- 「申告」：2007 年末までに、北朝鮮はすべての核計画の完全かつ正確な申告を行うことに合意。
- 「不拡散」：北朝鮮は、核物質、技術及びノウハウを移転しないことを再確認。

②北朝鮮と米国は、二者間の関係を改善し、完全な外交関係を目指すことを引き続き約束。北朝鮮と日本は、平壤宣言に従って、不幸な過去を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため、誠実に努力する。北朝鮮と日本は、そのために、両者間の精力的な協議を通じ、具体的な行動を実施していくことを約束。

③「初期段階の措置」に従い、北朝鮮に対し、既に提供されたものを含め総計 100 万トンの重油に相当する規模を限度とする経済、エネルギー及び人道支援が提供される。

この合意に基づき、2007 年 11 月、寧辺の 5MWe 黒鉛炉、再処理工場、燃料棒製造施設の無能力化作業が開始され、同月 28 日には、我が国を含む六者会合メンバー一行が寧辺を訪問し、作業の進捗状況を確認した。他方、北朝鮮が 2007 年末までに行うことを約束した「すべての核計画の完全かつ正確な申告」については、同年末までには行われなかった。

日本としては、上述の 10 月 3 日の六者会合成果文書に従って北朝鮮による非核化措置が実施されるよう、さらには、2005 年 9 月の六者会合共同声明に掲げられた「すべての核兵器及び既存の核計画の放棄」を早期に達成できるよう、引き続き米国を始めとする関係国と共に努力していく。

3. 核兵器不拡散条約（NPT）・国際原子力機関（IAEA）における北朝鮮をめぐる動き

北朝鮮は、1993年3月12日、NPT脱退を安保理に通知したが、通知後3カ月目に当たる同年6月12日（NPT第10条1では、脱退の通知期間を3カ月前と定めている）の直前の6月11日、「NPT脱退発効の中断」を表明する米朝共同声明が発表され、北朝鮮はNPTにとどまることとなった。その後、1994年10月に米朝間で合意された「合意された枠組み」に基づき、北朝鮮はNPTの締約国の地位にとどまることを改めて受け入れ、同条約に基づく保障措置協定の履行を認めたが、実際には同協定の履行をめぐるIAEAとの技術協議には進展は見られなかった。一方で、北朝鮮は「合意された枠組み」に基づき凍結対象となった5MWe黒鉛炉等の施設についてはIAEAによる監視を受け入れ、その後、これらの施設は凍結されてきた。

しかしながら、北朝鮮は、2002年10月にウラン濃縮計画を認めたことを契機とした核問題の高まりの中で、同年12月には、核凍結解除及び核施設の稼働と建設の即時再開を発表し、寧辺の5MWe黒鉛炉、核燃料棒製造施設及び再処理工場において、IAEA保障措置のための封印を撤去するとともに、監視カメラの機能を停止させ、IAEA査察官の国外退去等の措置をとった。2003年1月10日には、再び国連安保理議長宛に書簡を発送し、「1993年の脱退発効の中断の解除」、すなわちNPT脱退の意図を表明した。さらに同年2月のIAEA特別理事会では、北朝鮮のIAEA保障措置協定の更なる違反が認定され、国連安保理に報告されるに至った。IAEAでは、その後も引き続き、定例理事会において本件が議論され、総会においても本件解決を促す内容の総会決議が採択されてきた。

2007年2月8日～13日にかけて開催された第5回六者会合第3次会合では、寧辺の核施設の活動停止及び封印のために必要な監視・検証のためのIAEA要員の復帰を求めた「共同声明実施のための初期段階の措置」が採択された。同年6月16日には、米国による金融措置問題（前述）の進展を受け、北朝鮮の原子力総局長がIAEAの実務代表団を招請する書簡を、IAEA事務局長に発送した。

これを受けて、IAEAのハイノネン保障措置担当事務次長は、同26～30日、北朝鮮を訪問し、北朝鮮側と協議。7月9日、IAEA理事会は、北朝鮮においてIAEAが監視・検証活動を行うことを承認し、同14日、IAEA代表団が北朝鮮入りした。同17日には5つの施設（寧辺の4施設、①核燃料棒製造施設、②5MWe黒鉛炉、③再処理工場、④50MWe黒鉛炉（建設中）、及び泰川の⑤200MWe黒鉛炉（建設中））の活動停止を確認し、8月17日に、封印及び監視に必要なすべての措置がとられた旨報告がなされた。

日本は同年9月、こうしたIAEAの北朝鮮における監視・検証のための活動に対して、50万ドルの貢献を行った。

その他のフォーラムに関しては、例えばG8では、2007年6月のG8ハイリゲンダム・サミットにおいて「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が発送され、朝鮮半島に関しては、六者会合、及び未解決の懸案事項の解決を含む第4回六者会合共同声明の完全な実施に向けた第一歩としての初期段階の措置の速やかな実施に対する支持を表明し、北朝鮮の核実験を非難するとともに、北朝鮮に対し、安保理決議第1695号及び第1718号を遵守し、更なる核実験及びミサイル発射を厳格に差し控え、すべての核兵器及び既存の核計画並びにその他すべての大量破壊兵器・弾道ミサイル計画を放棄するよう求め、すべての国が、安保理決議を完全に履行することを期待する旨表明された。

(参考) 朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO)

KEDOは、1994年10月の米国と北朝鮮との間の「合意された枠組み」に基づき、(1)軽水炉プロジェクト(軽水炉型発電所2基の建設)、(2)重油供給(年間50万トン)を目的として、1995年3月に設立された国際機関である。

同年12月、KEDOは、北朝鮮との間で軽水炉プロジェクトに関する供給協定を締結し、1999年12月には、韓国電力公社(KEPCO)との間で主契約を締結した(2000年2月発効)。2001年9月からは軽水炉本体設置のための工事が開始され、2002年8月には軽水炉建屋基礎部分のコンクリート注入が行われた。

しかしながら、同年10月に北朝鮮がウラン濃縮計画を認めたことを契機として核問題が再び深刻化したため、KEDOは、同年12月に重油供給を停止し、2003年12月に軽水炉プロジェクトの1年間「停止」を決定した(2004年11月にはさらに1年間の「停止」を決定)。

その後、北朝鮮による核兵器保有宣言(2005年2月)等、核問題をめぐる北朝鮮の言動はエスカレートし、軽水炉プロジェクトを推進する基礎は完全に喪失したため、軽水炉プロジェクトの「停止」期間の期限である2005年11月のKEDO理事会では、軽水炉プロジェクトを「終了」すべしとの基本方針が共有された。これを受けて、2006年1月、北朝鮮クムホに所在する軽水炉サイトの全ての要員の撤退が完了した。

その後、「終了」に伴う法的・財政的問題に関する協議を経て、2006年5月、KEDO理事会は、軽水炉プロジェクトの「終了」を決定する決議を採択した。同年12月にはKEDOとKEPCOとの間で「終了契約」を締結し、2007年6月には事務局が大幅に縮小された。

4. ミサイル問題

北朝鮮のミサイル計画は、その開発・実験の配備に加え、従来からの拡散活動を通じ核問題ともあいまって、アジア太平洋地域だけではなく、国際社会全体に不安定をもたらす要因となっている。

このような状況の中で、米クリントン政権下の米朝関係においては、1999年に北朝鮮側がミサイル発射モラトリアムを発表した後、米朝間でミサイル協議が行われ、2000年10月のオルブライト米國務長官訪朝の際にも、金正日国防委員長他と、ミサイル問題全般について議論が行われた。その後、ブッシュ政権下においては、対北朝鮮政策の包括的見直しが行われ、北朝鮮のミサイルについては、検証可能なミサイル活動の抑制及びミサイル輸出の停止が対北朝鮮政策の方針の一つとして掲げられている。日朝間では、2002年9月の日朝平壤宣言において、北朝鮮は、ミサイル発射モラトリアムを2003年以降も更に延長していく意向を表明し、ミサイル問題を含む安全保障上の問題の解決を図ることの必要性を確認した。その後、2002年10月にマレーシアで行われた日朝国交正常化交渉において、日本は、日本を射程に入れているノドン・ミサイルのうち既に配備済みのものの廃棄等について、北朝鮮側の具体的で前向きな措置を求めた。

2003年8月、北京で開催された六者会合において、日本は、日朝平壤宣言に基づき、北朝鮮の弾道ミサイル問題を含む諸懸案を解決すべき旨を主張した。同会合の議長総括においては、「六者会合の参加者は平和的解決のプロセスの中で、状況を悪化させる行動をとらないことに同意した」との言及がなされた。

しかし、2005年3月、北朝鮮は、外務省の発表した「備忘録」の中で、「我が国はミサイル発射の保留においても、現在如何なる拘束力も受けていない」と主張。2006年2月の日朝包括並行協議の安全保障協議においても、ミサイル問題に関する日本側の懸念を伝達したが、北朝鮮側は従来公にした立場を繰り返し、具体的進展は得られなかった。

同年5月中旬に入り、北朝鮮によるミサイル関連活動が取りざたされるようになったのを受け、日本は米国、韓国を始めとする関係国と緊密に連携し、情報交換及び今後の対応につき協議を重ねるとともに、北朝鮮に対し、6月16日、北京の外交ルートを通じてミサイル発射を自制するよう警告した。しかし、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず、7月5日、北朝鮮はテポドン

2を含む7発の弾道ミサイルの発射を強行した。(日本及び国際社会の対応については以下5.参照)。

このほかに、日本は、[ミサイル技術管理レジーム \(MTCR\)](#) や[弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範 \(HCOC\)](#) を通じて、ミサイル及び関連技術の不拡散政策協調を図っている。また、北朝鮮とミサイル分野で協力関係にあると見られる国に対し、協力を一切断つように働きかけ、さらにはグローバルな規範を強化していくことも重要である。

(参考) 北朝鮮のミサイル開発の経緯

北朝鮮は、1980年代半ば以降、スカッドミサイルなどを生産・配備するとともに、中東諸国などにこれらのミサイルを輸出してきていると見られている。また、1990年代に、より長射程の弾道ミサイル開発に着手したと考えられ、1993年5月に行われた日本海に向けての弾道ミサイルの発射においては、ノドン(推定射程距離1300km)が使われた可能性が高い。1998年8月には、北朝鮮が発射したテポドン1(推定射程距離1500km以上)を基礎とした弾道ミサイルが、日本の上空を飛び越える形で、太平洋側に着弾した。さらに2006年7月、北朝鮮は、より長射程のテポドン2(射程3500km~6000kmとされる)を含む7発の弾道ミサイルを発射した。北朝鮮の弾道ミサイル開発については、その詳細についてはなお不明な点が多いが、同国は、軍事能力だけでなく、政治外交の観点、外貨獲得などからも、弾道ミサイル開発に高い優先度を与えていると考えられる。

北朝鮮の弾道ミサイル開発の進展の背景には、外部からの各種の資材・技術の流入の可能性が考えられ、また弾道ミサイル及び関連技術の北朝鮮からの移転・拡散が行われている可能性も指摘されている。

5. 北朝鮮の拡散活動と弾道ミサイル発射・核実験に対する対応

北朝鮮による2006年7月5日の弾道ミサイル発射は、日本を含む国際社会の事前の警告にもかかわらず強行されたものであり、日本の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であるとともに、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反し、六者会合の共同声明とも相容れないものである。日本は、このミサイル発射を受け、万景峰92号の入港禁止等の一連の措置を発表した。また、国連安保理も、日本の提案した決議案を基に、安保理決議第1695号を全会一致で採択した。日本は、同決議の着実な実施の一環として、既存の厳格な輸出管理措置に加え、同年9月、北朝鮮のミサイル・大量破壊兵器開発計画に関連する15団体・1個人を指定し、資金移転防止措置を実施した。

さらに、北朝鮮は同年10月9日、核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、日本のみならず東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、安保理決議第1695号等に違反する行為であり、断じて容認できないものである。日本はこのような立場から、すべての北朝鮮籍船の入港禁止や北朝鮮からのすべての品目の輸入禁止を含む一連の厳格な措置の実施を決定した。国連安保理は、安保理決議第1718号を全会一致で採択した。日本は、厳格な輸出管理等、安保理決議第1718号の求める措置の多くを従来実施してきたが、この決議の採択を受け、同年11月より、北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置を新たに実施した。(両安保理決議の内容については、第7部第1章第3節を参照。)

なお、日本は、拡散活動に対する輸出管理の面において、2002年4月に導入した、大量破壊兵器及びその運搬手段の開発に用いられる懸念がある物資の輸出を規制するための「キャッチオール規制」の運用強化に取り組んでおり、いくつかの北朝鮮向けの不正輸出を防止、摘発してきている。

(参考) 日本の企業による、北朝鮮向けの大量破壊兵器及びミサイルに関連した機器等の不正輸出の一例

2002年11月、株式会社明伸が、核兵器開発（ウラン濃縮）への転用が懸念される直流電源安定化装置3個の北朝鮮向けの輸出を試みたところ、キャッチオール規制に基づき、経済産業大臣の許可を申請すべき旨通知を受けた。しかし、同社は許可の申請を行わず、2003年4月、タイを経由し北朝鮮に対し迂回輸出を試みたところ、日本の要請を受けた香港税関に差し押さえられた。裁判の結果、2004年3月に輸出者に対し懲役1年（執行猶予3年）、罰金200万円の刑が確定し、また、経済産業省は、輸出者に対し、3ヶ月間輸出を禁止する行政制裁を科した。

6. 生物・化学兵器問題

北朝鮮は1987年3月に生物兵器禁止条約を批准したが、「国家レベルで、生物兵器に関する能力を高めることに専念しており、それによる兵器を生産、使用目的で保有している可能性がある」との見方がある（2005年米国務省報告書等）。北朝鮮は化学兵器禁止条約（CWC）に加入しておらず、化学兵器を保有しているとの見方もあり（2003年下半年CIA議会報告書等）、化学兵器禁止機関（OPCW）及び日本は、様々な場面で北朝鮮に条約加入を呼びかけている。

第2章 イラン及びその他中東諸国

イラン

1. 核問題の概要

2002年の反体制派の告発を契機として、イランが長期間にわたり、拡散上機微な核活動を繰り返し、IAEA保障措置協定に違反してきたことが明らかとなった。これに対して、国際社会は強い懸念を表明し、イランに対して、ウラン濃縮関連・再処理活動の停止等を求めるIAEA理事会決議を累次にわたり採択し、その履行を求めてきた。英仏独（EU3）は、イランと交渉し、ウラン濃縮関連活動の停止等についてのパリ合意に至ったが、イランが核活動を再開したことで、合意は継続しなかった。イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的であると主張し、ウラン濃縮関連活動等を継続・拡大した。

2005年9月、IAEA理事会は、イランによる保障措置協定の違反を認定し、翌2006年2月のIAEA特別理事会において、イランの核問題を国連安保理に報告する決議が採択され、これ以降、イランの核問題は安保理でも協議されることとなった。同年7月末、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランにウラン濃縮関連活動の停止等を義務づけた。2006年12月には、国連憲章第7章41条の下での制裁措置を含む安保理決議第1737号が採択され、翌2007年3月には制裁内容を強化する決議第1747号が採択され、国際社会の圧力はさらに高まった。

これに先立つ2006年6月、EU3に米、露、中を加えた6か国(EU3+3)は、新たな包括的提案をイランに提示し、交渉による解決を模索したが、イランは前向きな姿勢を示していない。2007年7月以降、イランは過去の「未解決の問題」の解明に向けてIAEAに協力する姿勢を示す一方で、ウラン濃縮関連活動等の継続・拡大の姿勢は崩しておらず、国際社会の強い懸念は依然として払拭されていない。

2. IAEA等における核問題の動きとEU3による外交努力（2006年3月までの動き）

2002年、イランの反体制派組織は、イランがナタンズとアラクに大規模原子力施設を秘密裡に建設していることを暴露した。IAEA事務局による検証活動の結果、イランが長期間にわたり、国内各地で、ウラン濃縮やプルトニウム分離を含む様々な核活動をIAEAに申告することなく繰り返していたことが明らかとなり、2003年9月のIAEA理事会は、ウラン濃縮関連活動の停止などをイランに求める日・豪・加提案の決議を採択した。IAEA理事会は、上記決議以降、2006年2月までの間に、9本の決議を採択し、拡散上機微な核活動の停止や過去の核活動の解明に向けたIAEAへの協力をはじめとするイランへの要求を続けた。

イランは、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的であると主張し、2003年末にはIAEA追加議定書に署名するなど、前向きな対応もみせたが、追加議定書の暫定実施を行ったものの批准はしなかった（注）。

（注）

イランは、1970年に核兵器不拡散条約(NPT)に加入し、1974年にはIAEAとの間で包括的保障措置協定を締結した。

イランの核問題発覚以降、EU3（英・仏・独）政府は、IAEAの枠内での外交的解決を目指してイラン政府と交渉し、2004年11月、イランによる濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）が成立し、イランは濃縮関連活動を停止した。2005年8月、EU3は、パリ合意に基づくイランとの交渉の結果として、対イラン協力に関する包括的な提案を提示したが、強硬保守派のアフマディネジャード大統領の新政権は、これを拒否。イランは、パリ合意に基づき停止していたウラン濃縮関連活動のうち、ウラン転換活動の一部を再開し、同月のIAEA特別理事会決議によるウラン濃縮関連活動の完全な再停止の要求にも従わなかった。

このため、2005年9月、IAEA理事会は、IAEA憲章の規定に基づいて安保理に報告しなければならない「違反(non-compliance)」を認定する一方、安保理への報告の時期及び内容については、IAEA理事会が検討するとした上で、イランに対してIAEAへの更なる協力とウラン濃縮関連・再処理活動の再停止を求める理事会決議を賛成多数（全理事国35か国中、賛成22（日本を含む）、反対1、棄権12）で採択した。

2006年1月、イランはIAEA査察官の立ち会いの下、ナタンズにおけるウラン濃縮関連の研究開発活動を再開した。これを受け、EU3及びEU、米国、中国、ロシアは本件を国連安保理に報告する方向で原則一致した。2月、IAEA特別理事会において国連安保理への報告等を内容とする決議が賛成多数（全理事国35か国中、賛成27（日本を含む）、反対3、棄権5）で採択された。この直後、イランは、追加議定書の暫定実施を取りやめること等をIAEAに通報したのに続き、2月中旬、ナタンズのウラン濃縮施設で小規模のウラン濃縮活動を再開したことを発表し、IAEA査察官もこれを確認した。

その後、ウラン濃縮をイラン国内ではなく、ロシア国内に設立する合弁企業で行うとのロシア提案をめぐって、ロシアとイランの協議が行われ、関係国からイランに対する働きかけも行われたが、イランは、自国内での研究開発目的のウラン濃縮活動の継続に固執したため、事態に進展は見られなかった。2006年3月のIAEA理事会では、理事会決議の採択は行われず、2月27日発出のIAEA事務局長報告が国連安保理に伝達された。これに伴い、イランの核問題は国連安保理においても議論が行われることになった。

3. 国連安保理における動きと外交努力の継続

2006年3月末、国連安保理は、イランの核問題に関する議長声明を発出し、イランに対して、IAEA理事会の要求事項を履行するよう求めるとともに、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行うことの重要性を強調した。しかし、4月、イランは3.5%の濃縮ウランの製造に成功したことを発表するなど、その後も濃縮関連活動を継続・拡大した。

2006年5月末、米国は、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ検証可能な形で停止次第、EU3とともに交渉のテーブルにつく用意がある旨の提案を行い、6月初旬、ソラナEU共通外交・安全保障政策担当上級代表、EU3、ロシアの代表がテヘランを訪問し、EU3及び米中露の6か国（EU3+3）が合意したものとして、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行いようの協力を含む包括的な提案をイランに提示した。しかしイラン側からは、真摯な対応がなされず、同提案をめぐる正式交渉には至らなかった。EU3+3は、ウラン濃縮関連活動の停止等を義務化する国連安保理決議の採択を目指すこと、及び、イランが同決議に従うことを拒否する場合には、国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む安保理決議の採択に向けて作業を行うことに合意した。2006年7月、ロシアのサンクトペテルブルクで開催されたG8首脳会議も、「不拡散に関する声明」においてこれを支持した。

2006年7月31日、イランの核問題に関する最初の安保理決議となる決議第1696号が採択（賛成14（日本を含む）、反対1）された。同決議は、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動

の停止を義務づけ、8月末までに同決議を遵守しない場合には国連憲章第7章第41条下の適当な措置を採択するとした。イランは、期限前にEU3+3の包括的な提案に対して回答したが、安保理決議第1696号の要求に応える内容ではなかった。IAEA事務局長も、イランのこのような対応を報告した。

2006年9月に入り、ラリジャーニ・イラン国家安全保障最高評議会(SNSC)書記とソラナEU上級代表が累次にわたって会談するなど、イランとの交渉再開に向けた関係国の外交努力が行われたが、ウラン濃縮関連活動等の停止をめぐる立場の相違を埋めるには至らず、交渉再開には結びつかなかった。これを受けて、10月初旬、EU3+3外相会合が開催され、交渉による解決策を引き続き模索しつつも、国連憲章第7章第41条下の措置を含む国連安保理決議の採択に向けた議論を開始することに合意した。

4. 国連安保理による制裁措置の決議採択とイランの対応

2006年12月23日、国連安保理は、国連憲章第7章第41条の下で、イランに対してすべてのウラン濃縮関連活動、再処理活動及び重水関連計画の停止等を再度義務付けるとともに、すべての国連加盟国に対しイラン制裁措置を義務づけ、かつ要請する決議第1737号を全会一致で採択した(制裁内容は、第7部第1章第3節「安全保障理事会」を参照)。これに対しイランは、決議第1737号を直ちに拒否し、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大したことから、EU3+3を中心に、更なる制裁措置を含む次の安保理決議について協議が開始された。

2007年3月24日、国連安保理は、制裁内容を追加した決議第1747号を全会一致で採択した。イランは、決議第1747号にも反発する姿勢を示し、4月9日、アフマディネジャード大統領は、ナタンズでの「原子力の日」の祭典において、「イランが核燃料製造の分野で、産業規模の製造技術を有する国の仲間入りを果たした」と述べ、濃縮活動を拡大・継続する意向を改めて明確にした。

安保理決議による制裁措置と並行して、EU3+3の外相は、決議第1747号採択直後に、濃縮関連活動と制裁の「二重の停止」提案の実現を追求する声明を發出して、交渉による問題解決に向けた努力を継続した。4月以降も、ソラナEU上級代表とラリジャーニSNSC書記が累次会談を行ったが、EU3+3とイランとの正式交渉に向けた具体的な進展はみられなかった。また、6月のG8首脳会議(於：ドイツ)では、G8の結束とイランに安保理決議の履行を強く迫る内容を盛り込んだ「不拡散に関するハイリゲンダム声明」が採択され、国際社会の圧力はさらに強まった。

2007年6月下旬、エルバラダイIAEA事務局長とラリジャーニSNSC書記がウィーンにおいて2回会談し、プルトニウム分離実験、濃縮ウランによる汚染の起源に関する問題やP1及びP2型遠心分離機の技術獲得の問題を含む「未解決の問題」の解決に向けた「行動計画(plan of action)」(後に「作業計画(work plan)」と呼ばれる)を2ヶ月以内に作成することで合意した。

2007年7月から8月下旬にかけての協議の結果、イランとIAEAとの間で「作業計画」がまとまり、IAEAが未解決としている過去のイランの核活動や、ナタンズの燃料濃縮プラントへの保障措置の適用などのいくつかの問題の解決に向けた手順や目標期限が盛り込まれた。また、その直後に發出されたIAEA事務局長報告は、未解決の問題のうちプルトニウム分離実験問題は解決したと結論づけ、イランがIAEA査察官の新規指名や重水炉へのアクセスにつきIAEAの要求の一部に応じる一方で、ウラン濃縮関連活動を継続・拡大していることを確認した。

2007年9月末、EU3+3の外相が会談し、「対話」と「圧力」の二重トラック・アプローチ(dual track approach)を取ることを再確認しつつ、11月のソラナEU上級代表及びエルバラダイIAEA事務局長の報告が、それぞれの取組につき肯定的な成果を示さない限り、国連安保理で投票に付すことを念頭に、3本目の国連憲章第7章第41条下での制裁措置を含む国連安保理決議案を作成することに合意した。

2007年10月から11月にかけて、ソラナ代表とイラン側の協議が行われたが、イラン側からは前向きな対応は示されず、また、11月に発出されたIAEA事務局長報告は、「未解決の問題」の解決に向けた一定の進展に言及しつつも、イランが安保理決議の要求事項を遵守していないと明記した。このような動きを受け、次の安保理決議採択に向けた協議が継続された。また、12月、米国は、イラン政府の指示で軍部が核兵器開発を行い、2003年秋以降開発を停止したが、イランが少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けているとの評価を記した国家情報評価書を公表した。

2008年3月3日、国連安保理は、イランが累次の国連安保理決議及びIAEA理事会決議を遵守していないことを受け、制裁措置を更に追加する決議第1803号を採択した（賛成14、棄権1）。

5. 日本の立場

イランの核問題については、国際的な核不拡散体制の堅持、北朝鮮の核問題との関係、国際社会のエネルギー供給に大きな影響を有する中東地域の安定の観点からも、断固たる対応が必要と考えている。我が国を含む国際社会からの呼びかけにもかかわらず、イランが依然としてウラン濃縮活動を継続・拡大していることは極めて遺憾である。我が国としては、イランが、累次のIAEA理事会及び国連安保理決議に従い、速やかに全ての濃縮関連活動及び再処理活動を完全かつ継続的に停止した上で、交渉に戻ることを強く期待している。

我が国としては、イランが世界の声に耳を傾けるように国際社会が一致して働きかけていくことが重要と考えており、今後とも、G8の一員として、本件の平和的・外交的解決のために積極的役割を果たしていく考えである。また、我が国としては、これまで問題解決のために外相レベル等での外交的努力を行ってきており、引き続き、あらゆる機会をとらえイランに対して強く働きかけていく。

6. ミサイル問題

イランは、1998年7月、初めて弾道ミサイル「シャハープ3」の発射実験を行った後、複数回の発射実験を経て、2003年7月、ハネメイ最高指導者（国軍最高司令官）が革命ガード空軍の式典で同ミサイルの配備宣言を行った。また、最近では2006年11月にシャハープ3の発射実験を行っている。

さらに、最近、イランはシャハープ3を改良し、射程を延長したと表明しているが、このようなミサイル活動はイランの核問題とも相まって中東地域に重大な影響を及ぼすものとして懸念される。

このようなイランのミサイル活動に対し、日本は、これまで、外務報道官談話等でイランのミサイル発射実験に対する遺憾の意を表明したほか、日イラン外相会談や軍縮・不拡散協議などの場で、弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範(HCOC)への参加を促すとともに、弾道ミサイル活動を自制するようイラン側に働きかけてきた。また、イランと北朝鮮によるミサイル協力関係についての報道等もあり、日本は、日本自身の安全保障の観点から、イランに対して北朝鮮とのミサイル協力を行わないようイランに働きかけてきた。今後も様々な形でイランのミサイル活動の自制を促していく考えである。



着任表敬に訪れたアラグチ在京イラン大使に対する高村外務大臣からの働きかけ（2008年3月）

イラク

1. UNMOVIC の設立とイラクにおける査察の再開

湾岸戦争後、安保理決議第 687 号により設立された国連イラク特別委員会(UNSCOM)や国際原子力機関(IAEA)の査察活動等の結果、イラクにおいては大量の化学兵器や弾道ミサイルが廃棄されたほか、核兵器と生物兵器の開発も明らかとなった。しかし、UNSCOM による査察等の間もイラクは、安保理決議第 687 号の義務に反して査察団に対する虚偽の報告・妨害等を繰り返した上、ついに 1998 年 10 月にはイラクは UNSCOM との全ての協力停止を決定し、その結果、査察団はイラクから撤退した。

1999 年 12 月、イラクの大量破壊兵器とその査察を巡る問題に対し、安保理は決議第 1284 号を採択し、UNSCOM に替えて、強化された継続的な監視及び検証の制度を運用する新たな組織である「国連監視検証査察委員会 (UNMOVIC)」の設立等を決定した。このような動きに対し、イラクは、UNMOVIC の査察受け入れを拒否し続けたが、2002 年 9 月 16 日、ようやく無条件の査察受け入れを表明した。これを踏まえ安保理は、イラクに対してあらゆる場所への即時・無条件・無制限の査察の例外ない実施という、強化された査察を受入れることなどをイラクに強く求める安保理決議第 1441 号を全会一致で採択（11 月 8 日）した。

イラクがこの決議の受け入れを表明したことにより、UNMOVIC 及び IAEA による国連査察団は、2002 年 11 月 27 日、約 4 年ぶりに査察活動を再開した。

2. 国連査察団による活動及び報告（対イラク武力行使までの経緯）

査察が再開されて以来、UNMOVIC 及び IAEA による体制は逐次強化され、イラク全土にわたり連日査察活動が行われた。またイラクも過去に査察を拒否してきた全ての場所の査察を認め、2002 年 12 月には大量破壊兵器の開発・保有に関する申告書等を提出するなど、一定の対応を示した。しかしながら、2003 年 1 月から 3 月に行われた、UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告では、イラクが手続面での協力はしているが疑惑には応えておらず、大量破壊兵器等に関する疑惑は解消されていないとされた。また、3 月 7 日の UNMOVIC 及び IAEA による安保理報告では、29 項目の「未解決の武装解除問題」に関する文書において、UNSCOM による査察活動の結果指摘された多数

の疑惑は、UNMOVICによる査察活動においてもほとんど解明されなかったことが明らかとなった。

このようなイラクの対応に対し、国連査察団が、3月18日にイラクからの撤退を完了する中、米国は、3月19日、英国等と共に対イラク武力行使を開始した。5月1日にはブッシュ大統領は、イラクにおける主要な戦闘の終了を宣言した。

3. イラク監視グループ (ISG) の活動と UNMOVIC の任務終了

2003年の米英等によるイラクに対する軍事行動の終結後、国連査察団によるイラクでの活動は再開されず、イラクにおける大量破壊兵器関連の捜索・調査等は、米英豪の専門家等からなるイラク監視グループ (ISG: Iraq Survey Group) が行った。その結果、2004年10月に ISG はイラクにおける大量破壊兵器の実態を明らかにする包括的報告書を発表した。同報告書では、イラクにおいて核・化学・生物兵器のいずれについても大量破壊兵器の備蓄は発見されなかったとしつつも、サッダーム・フセインは、制裁が解除された際に大量破壊兵器計画を再構築できる能力を維持する意図を有していた旨評価した。

2006年から、安保理において UNMOVIC 及び IAEA のイラクにおける任務の終了に向けた議論が行われた。その結果、2007年6月29日、安保理において UNMOVIC 及びイラクにおける IAEA の任務の終了を規定する決議第1762号を採択した。同決議は、イラクに対して化学兵器禁止条約 (CWC) 等の軍縮・不拡散条約への参加も要請している。

第3章 インド、パキスタン

1. インド、パキスタンの核実験（1998年）

インドは、従来より、核兵器不拡散条約（NPT）は不平等な内容の条約であって受け入れられないとの立場にあり、国際社会からの呼びかけにもかかわらず、NPT加入を拒んできている。また、パキスタンも、インドがNPTに加入しない限り、自国の安全保障上の観点からNPTに加入しないとの立場をとってきている。このような中、1998年5月、インド及びパキスタン両国により相次いで核実験が行われた。

日本は直ちに官房長官談話を発出して強く抗議するとともに、インド、パキスタン両国に対し、新規の円借款の停止等を内容とする経済措置を実施し、G8等の様々な機会を捉えNPT加入、CTBT署名・批准を中心とする核不拡散上の具体的な進展を粘り強く働きかけてきた。

このような日本をはじめとする国際社会からの働きかけもあり、インド及びパキスタンとも1998年6月以降は核実験を再度実施せず、また両国とも核実験モラトリアム（一時停止）を継続する旨表明するとともに、核不拡散上の輸出管理の厳格化を表明した。このように、日本の措置が相応の成果をあげたと考えられたこと、また、テロとの闘いにおいてパキスタンの安定と協力が極めて重要であること及び南西アジア地域の安定化のために大きな役割を果たすことが期待されているインドに対し積極的な関与を深めていく必要性等の要素を総合的に考慮し、2001年10月、官房長官談話を発出し、日本は両国に対する経済措置を停止した。同時に、日本は、今後とも両国に対しNPT加入、CTBT署名・批准を含む核不拡散上の進展を引き続き粘り強く求めていくとともに、核不拡散分野において両国の状況が悪化するような場合には、経済措置の復活を含めて然るべき対応を検討することを同談話において明確にした。

2. 経済措置停止以降の動き

2003年1月、インド政府は安全保障閣僚会議において、核抑止力の構築・維持、核指揮当局による核報復攻撃の運用、核実験のモラトリアム継続等からなる核戦略を決定し公表した。

また、ミサイルについては、インド、パキスタン両国は発射実験を継続している（最近では、2007年10月にインドが、2007年12月にパキスタンが、ミサイル発射実験を実施）。

更に、2004年2月、パキスタンのムシャラフ大統領は記者会見にて、「核開発の父」と呼ばれるカーン博士を含む科学者が、核関連技術の国外流出に関わっていたことを明らかにした。

3. 日本の取組

インド、パキスタン両国は核兵器不拡散条約（NPT）未締結国である。今やNPT未締結国は、国連加盟国の中でインド、パキスタン及びイスラエルの3か国のみとなった（但し、北朝鮮は2003年1月、NPT脱退を表明）。これら3か国がNPT体制の外に依然とどまっていることは、NPTの規範性を弱めるものであり、日本はこれら3か国に対し、NPTに加入するよう再三呼びかけている。

包括的核実験禁止条約（CTBT）未署名国は、CTBT発効要件国の中でインド、パキスタン及び北朝鮮の3か国のみとなり、日本はインド、パキスタン両国に対し、CTBT早期署名・批准を求めるとともに、CTBT批准までの間は、核実験モラトリアムを継続するよう求めている。

また、パキスタンについては、カーン博士を含む科学技術者により核関連技術が流出したことは、国際社会の平和と安定、核不拡散体制を損なうものであり、とりわけ流出先の一つとされている北朝鮮への流出は、日本の安全保障上の重大な懸念を構成しうるものである。そのため、日本政府は

パキスタン政府に対し、遺憾の意を伝えるとともに、本件に関して日本に情報を提供し、再発防止策等を講ずるよう強く求めてきた。このような働きかけもあり、2004年、パキスタンにおいて、核関連資機材・技術等に関する輸出管理法が発効した。2005年には、同法を効果的に運用するため、日本とパキスタンの輸出管理専門家が意見交換を行うとともに、日本側から、日本の輸出管理制度につき技術的ブリーフィングを行った。また、2004年以降毎年東京において開催しているアジア輸出管理セミナーにパキスタンの輸出管理専門家を継続的に招待するなど、同国の核不拡散のための体制強化に協力している。なお、インドについても2006年からアジア輸出管理セミナーに招待している。

さらに、日本は、インド、パキスタン間の対話を通じた信頼醸成の進展を評価しつつも、両国がミサイル実験を繰り返していることについては懸念を表明するとともに、両国に対し、ミサイルの開発・実験・配備を最大限自制するよう求めている。

日本は、インド、パキスタンの核政策にかんがみ、日本の原子力技術（特に核兵器開発に転用が可能と考えられるもの）のインド、パキスタンへの移転を防止する措置をとっている（インド、パキスタンの原子力関係の技術者に対する査証発給の可否の厳格な検討等）。また、両国に対する核関連物資の輸出管理も、関連国内法令に基づいて厳格に実施している。

日本は、インド、パキスタン両国に対し、軍縮・不拡散上の日本の立場に基づく働きかけを行ってきた。2005年4月には、小泉総理（当時）がインド、パキスタンを訪問し、その際発出された日印共同声明においては、両国が不拡散のためのパートナーとして取り組むことに、また、日パキスタン共同声明においては、軍縮・不拡散について、国際社会が一致して取り組むことの重要性等について、それぞれ合意した。この合意を踏まえ、2006年1月麻生外務大臣（当時）がインド、パキスタンを訪問した際、日本は、両国との間で、軍縮・不拡散に関する局長級協議の開催に合意し、同年、それぞれ第一回の協議が行われた。さらに、2007年8月、安倍総理（当時）はインドを訪問し、その際に発表された「新次元における日印戦略的グローバル・パートナーシップのロードマップに関する共同声明」において、両首脳は、軍縮へのコミットメントを改めて表明し、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散を強く懸念しつつ、軍縮における協力を継続し、拡散に立ち向かうパートナーとして取り組んでいく意志を確認した。

このように日本は、インド、パキスタン両国に対し、軍縮・不拡散上の進展を強く求めてきており、こうした働きかけに対する両国の対応を引き続き注視する必要がある。

4. 民生用原子力協力に関する米印合意

2005年7月、シン・インド首相訪米の際に、米国とインド両国首脳は、インドが軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米国がインドに対する民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意した。さらに、2006年3月にブッシュ大統領が訪印し、米印両国首脳は、インドが2006年から2014年までの間に、14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く等の措置にコミットする一方、米国はインドへの完全な民生用の原子力協力を行うために、関連する米国内法の改正及び原子力供給国グループ（NSG）及びミサイル技術管理レジーム（MTCR）ガイドラインとの調整を追求することへのコミット等を内容とする合意に達した（いわゆる「民生用原子力協力に関する米印合意」）。

（注）

NSGガイドラインは、原子力資機材・技術等を非核兵器国へ移転する場合には、当該国とIAEA包括的保障措置協定が発効していることを条件としており、IAEA包括的保障措置協定が発効していない印への原子力協力は右規定との調整が必要となる。

その後、米国にて、インドに対して本件協力を可能にすることを目的とする米国内法の改正案が2006年12月に成立した。2007年7月、米印両国政府は、両国間の民生用原子力協力に関する二国間協定交渉が実質合意に至ったと発表し、2007年8月、同協定テキストが両国政府により公表された。2007年11月には、インドとIAEAとの保障措置協定交渉が開始された。

日本としては、インドの戦略的重要性や、10億の人口を有するインドが、原子力の活用により地球温暖化問題に対処しつつ、増大するエネルギー需要を手当する必要は理解しており、国際的な核軍縮・不拡散体制への影響やインドのエネルギー事情等、様々な要因を注意深く検討し、国際的な議論に積極的に参加していく考えである。

(参考)

○2005年7月の米印合意

- ・2005年7月、シン印首相訪米の際に、米印首脳は、印が軍縮・不拡散に関する様々な措置を取る代わりに、米が印への完全な民生用の原子力協力に向けた努力を行う旨合意。
- ・印は、先進核技術を有する国と同様の責任を果たすために次の項目についてコミット。
 - ①民生及び核軍事施設・計画の段階的な特定と分離。
 - ②民生原子力施設に関するIAEAへの報告。
 - ③民生原子力施設を自発的にIAEA保障措置下に置く。
 - ④民生原子力施設に関するIAEA追加議定書の署名・遵守。
 - ⑤包括的な輸出管理法の制定及びミサイル技術管理レジーム(MTCR)及び原子力供給国グループ(NSG)ガイドラインとの調整及び遵守を通じた核物質及び技術の安全確保。
 - ⑥核実験に関する一方的モラトリアムの継続。
 - ⑦カットオフ条約締結に向けた米との協力

・米国は、印への完全な民生原子力エネルギー協力を可能にするように次の項目にコミット。

- ①米国内法の改正
- ②関連する国際輸出管理レジーム(注: NSG)との調整に努力する。

○2006年3月の米印合意

- ・2006年3月にブッシュ大統領が訪印し、米印両首脳は次の項目について合意。
 - ・印の主なコミットメント
 - ①印は2006年から2014年までの間に、14基の原子炉を段階的にIAEA保障措置の下に置く。
 - ②保障措置の対象となる原子炉の特定は、専ら印の判断で行われる。
 - ③保障措置は永続的なものとなる。
 - ④既存のプロトタイプ及び実験用の高速増殖炉は保障措置の対象外。
 - ⑤将来建設される全ての民生用の熱中性子炉及び民生用の高速増殖炉は保障措置の下に置かれる。(ただし、原子炉が民生用か否かは印の判断によって決定される。)
 - ⑥印仕様の保証措置(India specific safeguard)は、今後、印とIAEAとの間で交渉する。
- ・米国は印への完全な民生用の原子力協力を行うために、引き続き関連する米国内法の改正及びNSGガイドラインとの調整について合意を追求することにコミット。